

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和 7 年 2 月定例県議会に提案される福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案について、別紙 1 のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和 4 2 年福岡県教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、臨時代理により、別紙 2 のとおり回答しましたので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求めます。

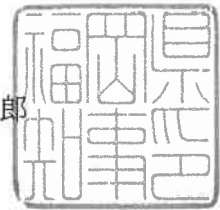
令和 7 年 2 月 3 日

教 育 長

6 人第 1 7 5 0 号
令和 7 年 1 月 1 4 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



条例の提案に対する意見の聴取について

令和 7 年 2 月定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 提案条例案
福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 2 回答期限
令和 7 年 1 月 1 7 日

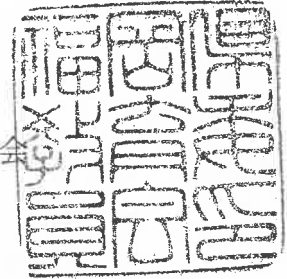
6 教総第 2 4 7 7 号

6 教教第 2 0 7 6 号

令和 7 年 1 月 1 7 日

福 岡 県 知 事 殿

福 岡 県 教 育 委 員 会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対 1 月 1 4 日 6 人 第 1 7 5 0 号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の制定に伴い、時間外勤務の免除を請求できる職員の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援を強化するほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

（1）福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例

①時間外勤務の免除

現行	改正案
3歳未満の子を養育する職員	小学校就学前の子を養育する職員

②仕事と介護の両立支援の強化

- ・ 介護に直面した旨を申し出た職員に対する個別の制度周知及び意向確認
- ・ 職員に対する早期（40歳時点）の情報提供
- ・ 勤務環境の整備（研修の実施、相談体制の整備）

（2）福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県専門医研修資金貸与条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の引用条項を改めるもの。

3 施行期日

令和7年4月1日

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を 改正する条例案要綱

第一 概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の制定に伴い、時間外勤務の免除を請求できる職員の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援を強化するほか、所要の規定の整備を行うものである。

第二 条例案の要旨

一 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- (一) 育児を行う職員の時間外勤務の制限について、その対象となる子の範囲を拡大するものであること。（第九条の三関係）
- (二) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について規定を設けるものであること。（第十九条の二関係）
- (三) 介護に係る勤務環境整備に関する措置について規定を設けるものであること（第十九条の三関係）

二 福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- 改正法の制定に伴い、所要の規定の整備を行うものであること（第二十三条関係）

三 福岡県専門医研修資金貸与条例の一部改正

- 改正法の制定に伴い、所要の規定の整備を行うものであること（第二条関係）

四 この条例は、令和七年四月一日から施行するものであること。
(附則関係)

第 号議案

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和七年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の制定に伴い、時間外勤務の免除を請求できる職員の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援を強化するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を
改正する条例

（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項及び第四項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第十六条第一項中「定める者」の下に「（次条第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十九条の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十九条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十九条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項」を「第六十一条の二第二十項」に改める。

（福岡県専門医研修資金貸与条例の一部改正）

第三条 福岡県専門医研修資金貸与条例（令和二年福岡県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第六十一条第六項において読み替えて準用する同条第三項」を「第六十一条の二第三項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

第 号議案

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）〔第一条関係〕

新旧対照表

改 正 案	現 行
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第九条の三 （略） 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第九条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前三項の規定は、第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第三項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。 （介護休暇） 第十六条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第九条の三 （略） 2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第九条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前三項の規定は、第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第三項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第二項中「三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。 （介護休暇） 第十六条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下

改 正 案	現 行
この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第十九条の二第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第十九条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 3 任命権者は、職員が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第十九条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） （新設） （新設）

福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）（第二条関係）

新旧対照表

改 正 案	現 行
（部分休業の承認） 第二十三条（略） 2（略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	（部分休業の承認） 第二十三条（略） 2（略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

新旧対照表

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇七 （略） 八 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業及び同法第六十一条の二第三項の規定による休業をいう。	（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇七 （略） 八 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業及び同法第六十一条第六項において読み替えて準用する同条第三項の規定による休業をいう。